

別表第2

料金改定：令和4年2月20日（長期使用構造等の審査追加）

株式会社I-PEC 住宅性能評価料金表 ※下記の料金には消費税が含まれています。

住宅性能評価および長期優良住宅にかかる料金は、住宅の種類（一戸建ての住宅、共同住宅等）及び住宅性能の型式認定等の種類（型式認定、製造者認証）等により、下記の表の通りとします。

記

別表第2-1-a

- 単独申請（住宅性能評価）の場合
- 単独申請（長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計評価 または 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	50,000	100,000
200 ～500	80,000	140,000
500 ～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-1-b

- 同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	設計評価 プラス 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	75,000	100,000
200 ～500	120,000	140,000
500 ～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目6-3の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-1-c

- 変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE.1 および CASE.2 の場合

CASE.1

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE.2

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	100,000
200 ～500	160,000
500 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-d

- 変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	50,000
200 ～500	80,000
500 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	25,000
200 ~500	40,000
500 ~	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-1-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

CASE. 3

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 4

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 5

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	50,000
200 ~500	80,000
500 ~	別途見積

別表第2-1-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	25,000
200 ~500	40,000
500 ~	別途見積

別表第2-1-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

別表第2-15 により見積とする

別表第2-1-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	50,000
200 ~500	80,000
500 ~	別途見積

別表第2-2-a

単独申請（住宅性能評価）の場合

○（新築）共同住宅等

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)		設計評価 住棟料金+M×住戸単価	建設評価 N×検査単価+M×住戸単価
0	～200	27,000+M×7,000	N×20,000+M×12,000
200	～500	27,000+M×6,000	N×20,000+M×11,000
500	～1,000	40,000+M×6,000	N×20,000+M×11,000
1,000	～2,000	43,000+M×6,000	N×34,000+M×10,000
2,000	～3,000	80,000+M×6,000	N×61,000+M×10,000
3,000	～4,000	99,000+M×5,000	N×81,000+M×10,000
4,000	～5,000	123,000+M×5,000	N×104,000+M×9,000
5,000	～6,000	194,000+M×5,000	N×116,000+M×9,000
6,000	～8,000	218,000+M×5,000	N×139,000+M×9,000
8,000	～10,000	317,000+M×5,000	N×146,000+M×9,000
10,000	～13,000	383,000+M×4,000	N×146,000+M×8,000
13,000	～16,000	396,000+M×4,000	N×170,000+M×8,000
16,000	～20,000	410,000+M×4,000	N×170,000+M×8,000
20,000	～25,000	436,000+M×3,000	N×170,000+M×8,000
25,000	～30,000	449,000+M×3,000	N×194,000+M×8,000
30,000	～	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数，N：検査回数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-2-b

（新築）共同住宅等にかかる下記 CASE.6 ～ CASE.7 については、別途見積とします。

- CASE.6 長期使用構造等についての単独申請
- CASE.7 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-2-c

（新築）共同住宅等の変更設計住宅性能評価にかかる下記 CASE.8 ～ CASE.9 については、別途見積とします。

- CASE.8 長期使用構造等についての単独申請
- CASE.9 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-2-d

（新築）共同住宅等の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：
別表第2-15 を基本に別表第2-2-a により算出します。

別表第2-3-a

単独申請（住宅性能評価）の場合

単独申請（長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)		検査回数	設計評価 または 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0	～200	4回	40,000	85,000
200	～	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-3-b

同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	検査回数	設計評価 プラス 長期優良住宅	建設評価 ※長期優良住宅には適用なし
0 ～200	4回	60,000	85,000
200 ～	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-3-c

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE. 10 および CASE. 11 の場合

CASE. 10

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 11

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	80,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-d

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	20,000
200 ～	別途見積

- ※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-3-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下のCASE. 12 ・ CASE. 13 および CASE. 14 の場合

CASE. 12

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 13

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 14

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○（新築）一戸建ての住宅（型式認定）

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	変更設計評価
0 ～200	40,000
200 ～	別途見積

別表第2-3-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	20,000
200 ~	別途見積

別表第2-3-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

別表第2-15 により見積とする

別表第2-3-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

別表第2-4-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

単独申請 (長期優良住宅) の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価 <small>または</small> 長期優良住宅	建設評価 <small>※長期優良住宅には適用なし</small>
0 ~200	2回	40,000	50,000
	3回	40,000	75,000
200 ~	2回	別途見積	
	3回		

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料に別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-4-b

同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合

○ (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価 <small>プラス</small> 長期優良住宅	建設評価 <small>※長期優良住宅には適用なし</small>
0 ~200	2回	60,000	50,000
	3回	60,000	75,000
200 ~	2回	別途見積	
	3回		

※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料に別表第2-8の追加料金が別途必要です。

※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。

※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。

※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。

別表第2-4-c

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下のCASE. 15 および CASE. 16 の場合

CASE. 15

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 16

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	80,000
200 ~	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-d

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-e

変更設計住宅性能評価の同時申請（住宅性能評価 プラス 長期優良住宅）で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価を当機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	20,000
200 ~	別途見積

※ 設計住宅性能評価にかかわる事項に変更がある場合は、上記の金額に別表第2-15 の料金が加算されます。

別表第2-4-f

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下のCASE. 17 ・ CASE. 18 および CASE. 19 の場合

CASE. 17

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 18

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認を新たに付加する場合

CASE. 19

- A) 直前の設計住宅性能評価を他機関で行っている
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

別表第2-4-g

変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 長期使用構造の確認済み項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	20,000
200 ~	別途見積

別表第2-4-h

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が当機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (型式認定)

別表第2-15 により見積とする

別表第2-4-i

変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請で以下の場合

- A) 直前の設計住宅性能評価が他機関の場合
- B) 住宅性能評価項目の変更の場合

- (新築) 一戸建ての住宅 (製造者認証)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	変更設計評価
0 ~200	40,000
200 ~	別途見積

別表第2-5-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

- (新築) 共同住宅等 (型式認定)

床面積の合計 超 ~以下 (㎡)	検査回数	設計評価	建設評価
		住棟料金+M×住戸単価	検査料金+M×住戸単価
0 ~200	4回	30,000+M×5,000	80,000+M×10,000
200 ~500	4回	40,000+M×4,000	90,000+M×9,000
500 ~1,000	4回	50,000+M×4,000	100,000+M×9,000
1,000 ~2,000	4回	70,000+M×4,000	140,000+M×9,000
2,000 ~	4回	別途見積	

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-5-b

(新築) 共同住宅等 (型式認定) にかかる下記 CASE. 20 ~ CASE. 21 については、別途見積とします。

- CASE. 20 長期使用構造等についての単独申請
- CASE. 21 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-5-c

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価にかかる下記 CASE. 22 ~ CASE. 23 については、別途見積とします。

- CASE. 22 長期使用構造等についての単独申請
- CASE. 23 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-5-d

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：
別表第2-15 を基本に別表第2-2-a により算出します。

別表第2-5-e

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合：別途見積とします。

別表第2-5-f

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合：
別途見積とします。

別表第2-5-g

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請の場合：別途見積とします。

別表第2-5-h

(新築) 共同住宅等 (型式認定) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：
別表第2-15 を基本に別表第2-5-a により算出します。

別表第2-6-a

単独申請 (住宅性能評価) の場合

○ (新築) 共同住宅等 (製造者認証)

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	検査回数	設計評価	建設評価	合計
		住棟料金+M×住戸単価	検査料金+M×住戸単価	
0 ～200	2回	30,000+M×4,000	60,000+M×10,000	90,000+M×13,000
	3回	30,000+M×4,000	70,000+M×10,000	100,000+M×13,000
200 ～500	2回	40,000+M×4,000	60,000+M×9,000	100,000+M×13,000
	3回	40,000+M×4,000	80,000+M×9,000	120,000+M×13,000
500 ～1,000	2回	50,000+M×4,000	60,000+M×9,000	110,000+M×13,000
	3回	50,000+M×4,000	90,000+M×9,000	140,000+M×13,000
1,000 ～2,000	2回	70,000+M×4,000	90,000+M×9,000	150,000+M×14,000
	3回	70,000+M×4,000	120,000+M×9,000	180,000+M×14,000
2,000 ～	2回	別途見積		
	3回	別途見積		

- ※ 設計住宅性能評価を他機関で行った場合は、上記の建設評価料金に別表第2-8の追加料金が別途必要です。
- ※ 住宅性能評価において別表第2-9 に該当する事項がある場合は、同表に基づく追加料金が必要となります。
- ※ 建設住宅性能評価に係る検査において建設地が遠隔地の場合は、別表第2-13の遠隔地現場検査追加料金が別途必要です。
- ※ 建設評価時、評価選択項目 6-3 の特定測定物質の濃度測定料金は別途とします。
- ※ M：評価対象住戸数
- ※ 規則第1条第1項四において「共同住宅等」に分類される兼用住宅その他小規模の住宅にあつては、その計画状況を確認したうえで「一戸建ての住宅」として評価料金を算定する場合があります。

別表第2-6-b

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) にかかる下記CASE. 24 ～ CASE. 25 については別途見積とします。

- CASE. 24 長期使用構造等についての単独申請
- CASE. 25 住宅性能評価と長期使用構造等についての同時申請

別表第2-6-c

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価の同時申請 (住宅性能評価 プラス 長期優良住宅) の場合
別途見積とします。

別表第2-6-d

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価のうち長期優良住宅の単独申請の場合：別途見積とします。

別表第2-6-e

(新築) 共同住宅等 (製造者認証) の変更設計住宅性能評価のうち住宅性能評価の単独申請の場合：
別表第2-15 を基本に別表第2-5-a により算出します。

別表第2-7

6-3室内空気中の化学物質の濃度測定業務の評価料金

○ 一戸建ての住宅

ホルムアルデヒドのみ	VOC
別途見積	別途見積

○ 共同住宅等

ホルムアルデヒドのみ	VOC
別途見積	別途見積

※ VOCとはホルムアルデヒドを除く「特定測定物質」を指します。

別表第2-8

○ 当機関以外の者が設計住宅性能評価、又は変更設計住宅性能評価を行った建築物の建設住宅性能評価料金への加算額

床面積の合計 超 ～以下 (㎡)	加算額
0 ～200	20,000
200 ～1,000	50,000
1,000 ～3,000	70,000
3,000 ～5,000	100,000
5,000 ～10,000	150,000
10,000 ～	別途見積

別表第2-9

○ 設計および建設住宅性能評価申請における追加料金

5-2 一次エネルギー消費量等級を選択した場合は、設計および建設住宅性能評価料金に下記の料金を加算します。 一戸建ての住宅 設計および建設評価料金にそれぞれ 3,000円 を加算します。 共同住宅等 設計および建設評価料金の住戸単価にそれぞれ3,000円を加算します。
評価対象性能表示事項のうち必須以外の項目を選択する場合は、各性能表示事項につき 1,000円 を加算します。 但し、合計金額の上限および適用範囲等は下記のとおりとします。 一戸建ての住宅 加算する金額の上限を 5,000円 とします。 共同住宅等(延べ床面積が 1,000㎡ を超える規模の審査対象建築物には適用しません。) 住棟に関わる項目の加算金額は 10,000円 を、住戸に関わる項目の加算金額は 3,000円 を上限として、別表の住戸単価に加算します。
液状化情報提供を希望する場合は、設計および建設住宅性能評価料金に 5,000円 を加算します。
限界耐力計算による場合は、事前にご相談ください。
免震建築物の場合は、事前にご相談ください。
特殊な構造解析ソフトウェア(マイダス等)による場合は、事前にご相談ください。別途見積金額を提示させていただきます。

※ 変更設計住宅性能評価申請時に上記審査事項が新たに追加される場合、本表(別表第2-9)が適用となります。

別表第2-14

遠隔地現場検査追加料金

建設地		遠隔地追加料金
京都府	京丹波町	10,000
京都府	中丹広域振興局エリア	20,000
京都府	丹後広域振興局エリア	20,000
滋賀県	長浜市 (旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)	10,000
大阪府	箕面市、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、交野市、 四條畷市、大東市	20,000
大阪府	大阪市、東大阪市、より以南エリア	20,000

※ 遠隔地現場検査追加料金は、現場検査(再検査又は、工区分け検査を含む)のため当該建設地に赴くごとに必要です。

別表第2-15

設計住宅性能評価料金の算定根拠となる床面積等の取り扱いは下記の通りです。

なお、下記に基づいて算出した評価料金のうち1000円未満については切り捨てとします。

1. 住宅を建築する場合。 (次の2から5までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る各階の床面積の合計(以下、「床面積」とする。)により算定した金額を評価料金とする。
2. 当機関が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更し、その内容が大規模であると当機関が判断する場合。	一戸建て住宅の場合は、当該住宅の床面積の2分の1を評価料金表に当てはめて算定した金額を評価料金とする。 (床面積の増加する部分がある場合は当該増加する部分の床面積を加算した数値にて算定する。以下同じ。) 共同住宅等の場合は、住戸に係る計画の変更については、変更する住戸数に変更する評価項目1区分につき¥3,000/戸を乗じた額(ただし当初の設計評価料金総額を超えないものとする。)を、住棟に係る計画の変更については、住棟の床面積の2分の1を評価料金に当てはめて算定する基本料金を、各々合算した金額を評価料金とする。

3. 当機関が設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更し、その内容が大規模ではないが、変更後の再審査にかなりの労力が必要と思われる場合。	上記2により算定した金額の2分の1の金額を評価料金とする。
4. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関より受けている場合。	上記2により算定した金額を評価料金とする。
5. 着工中の住宅の設計住宅性能評価の計画の変更をし、変更設計住宅性能評価を申請する場合で、着工中の住宅に係る設計住宅性能評価を当機関以外より受けている場合。	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。

別表第2-16

建設住宅性能評価料金の算定根拠となる床面積等の取り扱いは下表の通りです。

1. 住宅を建築する場合。 (次の2から4までに掲げる場合を除く。)	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。
2. 建設住宅性能評価における検査を行っている施工途中の住宅において、計画を変更し改めて建設住宅性能評価を申請する場合。	別表第2-15に記載の2により算定した金額を評価料金とする。
3. 変更建設住宅性能評価を申請する場合において、既に交付されている建設評価書が当機関が交付したものである場合。	別表第2-15に記載の2により算定した金額を評価料金とする。
4. 変更建設住宅性能評価を申請する場合において、既に交付されている建設評価書が当機関以外が交付したものである場合。	当該建築に係る床面積により算定した金額を評価料金とする。

別表第2-17

別表第2-1-a から別表第2-16 までに表記しきれない事項については下記を確認してください。

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項および長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条第4項に規定する軽微な変更該当していることを証する書類の交付にかかる評価料金は下記によります。
 - a) 直前の確認申請書または設計住宅性能評価申請書を当機関に提出している場合・・・10,000円
 - b) 直前の確認申請書または設計住宅性能評価申請書が当機関以外の場合・・・別表第2-1から第2-6までの設計評価料金に1.5を乗じた料金を上限値として別途見積ります。
2. 2022年2月20日以前に長期優良住宅の技術的審査を本申請していたが、法改正日までに適合証等の交付に至らなかった場合で新たに長期優良住宅の単独申請に切り替えて提出される場合は下記によります。
 - a) 2022年2月20日以前に本申請した長期優良住宅にかかる技術的審査内容に変更がない場合：追加料金は不要とします。
 - b) 長期優良住宅にかかる技術的審査内容に変更がある場合：別途見積ります。
3. 設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書および長期使用構造等である旨の確認書の再交付料金は、再交付対象1住戸あたり4,000円とします。

以 上